

籠田公園公民連携事業
出店利活用事業者募集事業
審 査 講 評

令和4年12月

岡 崎 市

籠田公園公民連携事業出店利活用事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）では、令和4年10月5日及び令和4年11月7日に選定委員会を開催し、応募者の提案内容について厳正かつ公正な審査を行い、優先交渉権者を決定した。

本審査講評は、選定委員会におけるこれまでの審議、審査の過程及び結果について公表するものである。

令和4年12月21日

籠田公園公民連携事業出店利活用事業者選定委員会
委員長 横山 晴男

—目次—

| | | |
|----|-------------|---|
| 第1 | 審査体制 | 3 |
| 第2 | 選定委員会の開催経過 | 3 |
| 第3 | 審査の方法 | 4 |
| 1 | 審査の内容 | 4 |
| 第4 | 審査の結果 | 5 |
| 1 | 参加資格審査 | 5 |
| 2 | 提案価格の確認 | 5 |
| 3 | 事業提案審査 | 5 |
| 第5 | 審査の講評 | 7 |
| 1 | 選定委員会が評した事項 | 7 |
| 2 | 審査の総評 | 7 |

第1 審査体制

本市は籠田公園公民連携事業出店利活用事業者の審査にあたり、選定委員会を設置した。選定委員会では、応募者から提案された事業内容に対し審査を行い点数の高い順に最優秀提案を決定した。選定委員会の委員は以下の通りである。

| | 氏名 | 所属 |
|-----|-------|--------|
| 委員長 | 横山 晴男 | 都市基盤部長 |
| 委員 | 鈴木 広行 | 都市政策部長 |
| 委員 | 浅井 隆 | 公園緑地課長 |

第2 審査委員会の開催経過

| 日時 | 会議名 | 主な議題 |
|---------------|----------|---|
| 令和4年 10月5日 | 第1回選定委員会 | ・審査の流れについて ・審査項目について ・提案審査の配点について |
| 令和4年 11月7日 | 第2回選定委員会 | ・優先交渉権者決定について |

第3 審査の方法

1 審査の内容

(1) 資格審査

応募者が、募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査する。1項目でも要件の未達項目があれば失格とする。また、応募者の実施体制等について審査を行い、市の要求を満たさないと評価された場合、応募者は提案審査に参加することはできない。

(2) 提案価格の確認

応募者の提案価格が、市の指定した金額と比較しそれを上回っているか確認を行う。市が設定する基準価格は募集要項に記載するとおりである。

(3) 事業提案審査

ア 加点審査

加点評価については、市が特に重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価する。

加点評価の採点方法は、各評価項目について、以下に示す4段階評価により得点を付与する。

| 評価 | 評価内容 | 採点基準 |
|----|---------------|---------|
| S | 秀でて優れている | 配点×1.0 |
| A | 優れている | 配点×0.75 |
| B | 提案は評価する | 配点×0.5 |
| C | 特に優れた点は見当たらない | 配点×0.25 |

選定委員会の各審査員の加点評価点を合計し、審査員人数で割った値を提案点とする。

提案点 = 各審査員の加点評価点の合計 ÷ 審査員人数

(4) 優先交渉権者の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として決定し、次のものを次点として決定する。

第4 審査の結果

1 資格審査

令和4年10月14日に募集要項等の公表を行い、令和4年10月28日に受付を行った結果、2者からの応募があり、参加資格要件を満たすことを確認した。

2 提案価格の確認

市は、事業者から提出された提案書に記載された金額（提案価格）が、基準価格を上回っていることを確認した。

3 事業提案審査

(1) 基礎審査

市は、事業者から提出された提案書類が、応募要項等に記載するすべての基礎審査項目を満たしていることを確認した。

以上から、事業者は要件を満たすことを確認し、基礎審査を合格とした。

(2) 加点審査

事業者の提出した提案書の記載内容を基に選定委員会にて十分な議論を行ったうえで、優先交渉権者選定基準に基づき、各委員が4段階評価を行い、その平均値を得点として付与した。

加点項目審査の結果は次の表に示すとおりである。

(3) 評価点

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 | A | B |
|------|--|-----|-------|-------|
| 事業内容 | QURUWA戦略を理解し、籠田公園に更なる賑わいを生むとともに周辺施設や店舗への波及効果を生むような内容となっているか。指定管理者との連携なども提案しているか。 | 25 | 12.5 | 6.25 |
| | まちの課題解決についての提案がされているか。 | 15 | 8.75 | 3.75 |
| | 公園利用者（ターゲット）をどのように意識し、設定した事業内容となっているか。 どのような思いを持って公園利用者と接していくか。 | 5 | 2.91 | 1.25 |
| | 岡崎の物産の使用、メニュー、PRするものなどがあり、どうそれを活かしていくか。 | 20 | 13.33 | 5 |
| | 本事業を通して、どのように公園での過ごし方、使い方に付加価値をつけていくか。 | 10 | 5 | 3.33 |
| 公園活用 | 冬でも公園に行くきっかけとなる取り組み（貸出物品の充実やサービスの提供）があるか。 | 5 | 3.33 | 1.25 |
| 自由提案 | 今後のQURUWA戦略やSDGsの取り組みなど具体的かつ現実的な事業が提案されているか。 | 20 | 13.33 | 5 |
| 合計 | | 100 | 59.16 | 25.83 |

(4) 優先交渉権者の決定

選定委員会は、A（株式会社八百七商店）を優先交渉権者に決定し、B（個人事業主）を次点として決定した。

第5 審査の講評

1 選定委員会が評した事項

(1) 事業内容

Aは、公園利用のターゲットを明確にしており、野菜が多く入った食育を促すメニューの提案や周辺地域の回遊を促す提案を高く評価した。Bは、来園者とのコミュニケーションを図る点を評価した。

(2) 公園活用

Aは、体の温まるメニューの展開で冬でも公園へ行くきっかけづくりや、防寒具の貸し出しにより来園者の滞在を促す提案をしている点を高く評価した。

Bは、来園者にとって買い求めやすい価格のメニューを提案した点を評価した。

(3) 自由提案

Aは、出店支援ボックスでの出店終了後も籠田公園周辺に店舗を構えるなど、具体的な将来像を持ち地域のにぎわい創出に力を入れている点や、食品ロス、ごみの削減を目指すなどSDGsへの取り組みについて高く評価した。Bは、夜間消費を促す提案を評価した。

2 審査の総評

本事業は、籠田公園のにぎわいの創出、周辺地域の活性化（暮らしの質の向上・エリアの価値向上）を目的とするものである。籠田公園はQURUWA戦略における重要な拠点施設の一つであることから、公園内に飲食物など販売することが可能な施設を設けることで、民間主体の多様な利活用の促進を図り、公園の多様な使い方の実現をするため、公募型プロポーザルにより事業者を選定することとした。

今回、事業者からの提案を頂いた提案書の内容についても便益機能の向上はもちろん、公園の新たな活用、来園者に対するサービスなど創意工夫が盛り込まれ、敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げる。

選定委員会では、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、株式会社八百七商店を優先交渉権者とした。

今後、優先交渉権者が、市から設置管理許可を取得し事業を推進することになるが、本事業をより良いものとするため、市と十分な協議を行い、提案内容を確実に実行することを期待する。また、以下の点について、今後さらなる検討をしていただくことを要望する。

・QURUWAエリア内の事業者と連携し、エリア価値を高める取り組みを共に行うこと。